

日本と台湾における租税条約締結に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年十一月一日

松田公太

参議院議長 平田健二殿



日本と台湾における租税条約締結に関する質問主意書

日本と台湾の間の租税条約締結について、以下質問する。

一 現在、日本と台湾の間では租税条約が締結されていないが、その理由は何か。

二 前記一について、仮に政府の答弁が、我が国が台湾を国家として認めていないから、という趣旨のものである場合、我が国は現在、香港のような国家以外の地域とも租税条約を締結している。それらの地域との違いは何か。

三 租税条約を締結しない理由として、中国に対する政治上の配慮が存すると思料するが、政府の見解如何。

四 台湾は、現在、イギリス、フランスをはじめとした二十三か国と包括的・二国間租税条約を締結している。地理的近接性、経済規模及び歴史的重要性に鑑みるに、我が国はこれらの国以上に、台湾と租税条約を締結すべきと思料するが、いかがか。政府が締結すべきではないという認識の場合、その理由を明らかにされたい。

五 平成二十四年八月に外務省が公表した「最近の日台関係と台湾情勢」には、「日台関係は、基本的に緊

密かつ良好な関係を維持」、「日・台は相互に最も重要な経済パートナーの一つ」との記載がある。租税条約を締結しない政府の立場は、右記載と矛盾あるいは「良好」な関係を阻害するものではないか。政府が、矛盾しない、あるいは、「良好」な関係を阻害するものではないという認識の場合、その理由を明らかにされたい。

六 租税条約締結の有無は、グローバル企業の新規事業候補地選定に当たって、重要な検討事項である。日台間で租税条約が締結されていないことにより、日台双方の企業に機会損失を与えていると考えるが、政府としてはどう考えるか。損失を与えているか否か、明確に見解を示されたい。

右質問する。